

【文書調査員制度の概要】

文書調査員制度の始まりは、文書館発足の昭和 44 年度にさかのぼります。

当時、文書館では県域に所在する古文書の確認と保存・活用を図るため、地域の古文書に造詣の深い方を対象に「文書調査員」となっていただき、活動を開始しました。

その後、市町村教育委員会の御協力も得て、昭和 48 年度から県内の古文書の所在に関する緊急調査を 4 年間にわたって実施し、その成果を『埼玉県古文書所在確認調査目録』（国庫補助事業）として昭和 52 年度に刊行しました。

目録刊行からおよそ 30 年を経過した平成 11 年度、急激な都市化の進行や世代交代などの影響を考え、目録に掲載された古文書の所在を再確認するため、新たに文書調査員制度を設置し活動を再開し、24 年度に県内旧 92 市町村の調査を終えました。

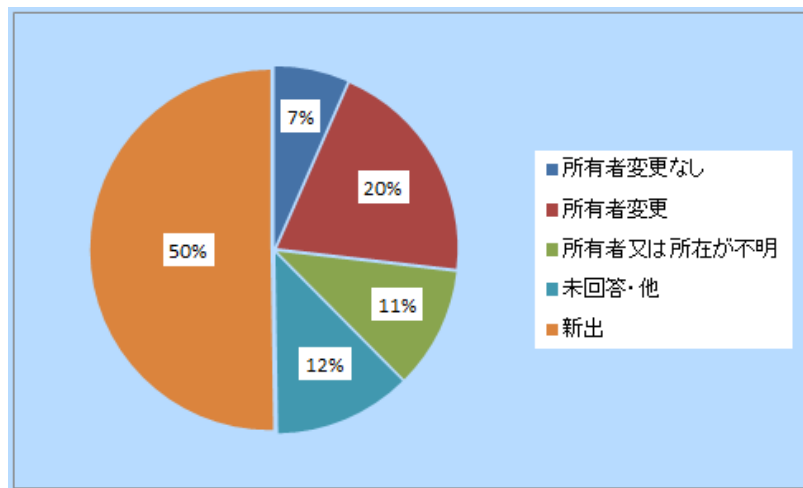
【第 I 期調査の傾向】

本制度が発足した平成 11 年度から、県内の旧 92 市町村の調査が完了した 24 年度までを第 I 期とし、その調査結果を集計したものが下図です。

昭和 52 年の確認調査から約 40 年が経ち所有者の代替わりが進み、都市化や過疎化による所有者の転出が増加し、その結果古文書の所在が不明となる傾向が認められます。

また、第 I 期は、県内の市町村で自治体史の編さんが行われていた時期にあたるため、新出資料も増大しています。

調査結果



【今後に向けて】

私たちは平成 7 年に阪神・淡路大震災、同 23 年に東日本大震災という大災害を経験しました。古文書の所在確認調査は古文書流出を防止するためだけでなく、災害時には文化財レスキューの基本情報としても役立てられるものです。

また、県内に 92 あった市町村は平成の大合併により現在 63 となり、合併後の古文書の所在を確認する必要性も生じています。

文書館では、県内各市町村とのネットワークを強化しつつ、古文書の所在確認を実施していきます。